

当 日 配 布

府議付議事案書

開催・令和2年 2月 5日



所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係規則				
事項機関				
1. 要旨				
<p>令和2年度における国民健康保険事業費納付金額が東京都から示された。このことにより、解消すべき赤字補填の繰入額が確定したことから、財政健全化計画に基づき必要となる令和2年度国民健康保険税の税率等の改定案を作成した。本改定案を、東大和市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を受けたことを踏まえて、国民健康保険税条例の一部改正を行う。</p>				
(1) 主な改正内容				
税率等の改正	(単位: 円、 %)			
区分		改定後	改定前	
基礎課税額	所得割	6.60	6.28	
	被保険者均等割	31,700	29,700	
後期高齢者支援金等 課税額	所得割	2.05	1.91	
	被保険者均等割	10,100	9,200	
介護納付金課税額	所得割	1.94	1.93	
	被保険者均等割	11,000	10,800	
<p>※令和2年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正により、法定課税限度額が改定された際は、市において同様の改正を行い、合わせて所得割を見直すことで中間所得者層の負担軽減を図る。基礎課税額の所得割を 6.60%から 6.57%に、介護納付金課税額の所得割を 1.94%から 1.93%に改定する。</p>				
(2) 施行日				
<p>令和2年4月1日から施行する。</p>				
(3) 影響及び効果				
<p>独自の財源を確保するとともに国民健康保険事業の健全な運営に資するものとなる。</p>				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
<p>令和2年1月21日 市長より国民健康保険運営協議会へ諮問 令和2年1月24日 全員協議会で令和2年度の国民健康保険税の税率等の改定(案)について説明 令和2年2月3日 国民健康保険運営協議会から市長に答申 文書課審査済み。</p>				
3. 留意事項(問題点等)				
<p>令和2年度税制改正の大綱に基づく地方税法施行令等の一部改正の政令が、第1回定例会閉会後に公布される見込みのため、定例会閉会直後に、専決処分により条例の一部を改正する旨の市長コメントを行う予定。</p>				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
<p>令和2年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注: 定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。